

「特技懇」の紹介

特許庁技術懇話会 副代表委員 編集委員長 貞光 大樹

1. はじめに

特許庁技術懇話会（略称「特技懇」）は、昭和9年（1934年）に設立され、特許庁の審査官・審判官等の技術系職員と、そのOB・OGで構成されている任意団体です。その活動目的は、特技懇会員相互の親睦と研鑽を行い、特許行政に寄与し科学技術の振興を図ることにあり、主な活動の一つとして、年数回の会報「特技懇」誌の発行を行っております。

2. 特技懇誌について

2. 1 特技懇誌の歴史

特技懇誌の歴史について少し紹介しますと、第1号の発行は昭和25年（1950年）であり、当時は「特許庁技術懇話会々報」という名称でした。昭和29年（1954年）10月号の後、一時期休刊し、昭和33年（1958年）に復刊第1号として改めて発行されます。昭和35年（1960年）発行の第11号より「特技懇」という題字が登場し、会報は次第に「特技懇」と呼ばれるようになり、現在では、令和5年1月号（第308号）まで続いております。

復刊から50年の節目となる第250号では、知的財産制度の歴史とともに、特技懇誌の歴史を振り返る記事が掲載されておりますので、より詳しい内容については、本記事⁽¹⁾をご覧ください。

2. 2 特技懇誌の編集体制

特技懇誌については、特技懇の常任委員・常任幹事から構成される「常任委員会」により設置される「編集委員会」が企画・編集等を担当しており、令和4年度は6名の体制となっております。編集委員長を、常任委員である副代表委員が務め、事務全般を、常任幹事である広報担当幹事が務めるほか、編集委員4名について、審査第一部～審査第四部に所属する特技懇会員が務めております。編集委員会のメンバーは、基本的には1年毎に交代となっており、令和4年度の編集委員会は、令和4年4月から始まり、令和4年9月号（第306号）から令和5年5月号（第309号）までの4号分が担当となります。

2. 3 特技懇誌の特徴

特技懇誌は、特技懇会員相互の親睦と研鑽という目的のもと、作成されております。主な読者が、特技懇会員である特許庁審査官であり、また、編集委員会メンバーも特許庁審査官であるため、自ずと、特許審査や、特許庁の施策に関連する話題が多くなります。

例えば、特技懇会員相互の「研鑽」の点からは、特許庁審査官として知っておくべき特許庁内の施策、最新の技術動向、知財高裁での最近の判決について紹介するほか、他省庁、海外機関、大学等への出向者による庁外勤務の経験談等についての紹介が挙げられます。

一方で、特技懇会員相互の「親睦」の点からは、新たに部長職に就かれた幹部職員による自由記事、特許庁技術懇話会懇親会の開催報告（近年はコロナ禍により中止）、歴史上の人物や城に関する研究・紹介記事等が挙げられます。

なお、記事の寄稿については、必ずしも特技懇会員に限定しているわけではなく、会員以外の方から記事を寄稿いただくこともあります。

また、特技懇は、特許行政に寄与し科学技術の振興を図ることも目的であることから、特技懇誌は、特技懇会員のための会報ではありますが、一般の方の購読も可能であり、バックナンバーについては、特技懇のウェブサイト⁽²⁾を通じて、一般に公表しています。ただし、公表については、最新号が発行されたタイミングで、一つ前の号を公表することとしていますので、最新号の内容についていち早く読みたい方や、ウェブサイトでの公表をしていない記事についても読みたい方へは、購読をお勧めしております。

さらに特徴を挙げますと、特技懇誌は、全面カラーの雑誌であるため、文章のハイライト化が可能であり、また、他誌に比べて、カラー図表や写真の掲載も多いのではないかと感じています。例えば、判決の紹介記事では、代表図面の構成要件と、文章中の構成要件とが同じ色で塗り分けられていたり、一致点・相違点に係る箇所がハイライト表示されていたりするなど、カラーの利点を活かした記事となっております。

2. 4 特集企画や誌面づくりの決め方

特技懇誌は、特集企画に沿った特集記事、特集企画とは異なる内容の寄稿記事、技術動向の紹介記事、判決の紹介記事、等で構成されております。技術動向や判決の紹介記事のように、連載系の記事もありますが、特集記事や寄稿記事については、各年度の編集委員会において、ゼロから検討しております。

編集委員会の立ち上げから担当第1号の発行まで半年ほどはありますので、まずは、4月から5月の間で数回の編集委員会を開催し、特集企画を組めそうな記事候補のまとめりや、特集企画にはならないものの、興味のある単発の記事候補について、検討を重ねていきます。理想的には1年分(4号分)の特集企画を決められると良いのですが、現実的には難しく、担当第1号の作成・編集作業等と並行して、担当第2号以降の特集企画等を検討しております。

2. 5 誌面づくりで苦勞していること

特技懇誌に限る話では無いと思いますが、読者のニーズに合うような、特集企画や寄稿記事を選ぶことができるか、という点は、苦勞しているところになります。また、記事の候補が決まり、原稿依頼をしても、諸々の事情により断られることもあるため、最終的に誌面に掲載される以上に記事候補を検討する必要もあります。

上記ニーズの点については、アンケートで得られる読者の感想等の情報も重要な情報として誌面づくりの参考にしておりますが、編集委員会メンバー自体も読者の一人であることから、編集委員会メンバー各々が興味を持つ事柄の記事として取り上げるように心掛けております。

また、記事候補の検討の点については、庁内の新規施策や活動報告を確認したり、インターネット等での知財系の記事を確認したりと、常に新しい事柄にアンテナを張るとともに、編集委員個々人の人脈や過去の特技懇誌で取り上げたテーマ等も参考にすることで、少しずつ記事候補のストックを貯めていく、という形となります。

また、誌面づくりで苦勞している別のこととして、通常の特許審査官業務との両立も挙げられます。

特技懇の活動は、通常の特許審査官業務とは別での活動となります。そのため、編集委員会を昼休みの時間に開催したり、記事依頼の打ち合わせを業務時間後に行ったり、最終原稿の内容確認を土日に行ったりすることになります。

特許審査官として通常の業務も行っていきますので、急ぎの案件や締切りが近い案件を抱えている時期と、特技懇誌の活動が忙しい時期とが重複してしまうと、多くのタスクを並行しなければならず、時間の使い方や、頭の切り替えには苦勞が伴いました。

2. 6 今後の知財業界における雑誌の役割、在り方

特技懇誌は、研究内容の発表というような側面よりは、特許庁審査官の知識や経験の紹介というような側面が強いかもしれません。そのため、特許や意匠等の記事を掲載するだけでなく、出向先の職場や海外勤務等における経験談のように、知財以外について触れる記事も掲載しており、読者の皆様にとって、新しい知見を得る機会が多いにあるのではと感じております。

今後も、読者のニーズを踏まえながら、特技懇誌でなければ触れることができないような、新しく幅広い知見も得られる雑誌づくりを心掛けてまいります。

3. 終わりに

パテント誌の900号には及びませんが、特技懇誌も300号を超える発行がなされております。特許庁審査官の目線から様々な観点についての記事が掲載されておりますので、是非とも、特技懇会員以外の方にもお読みいただければと思います。

最後になりますが、特技懇誌を通じて、少しでも特許行政や特許庁審査官を身近に感じていただければ、幸いに存じます。



最新 308 号 (2023 年 1 月号) の表紙

(注)

(1) 特許庁技術懇話会編集委員会、特技懇 vol250, pp11～21

<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/250nenpyo.pdf>

(2) <https://tokugikon.smartcore.jp/>

(原稿受領 2023.2.8)